

一般社団法人日本病院薬剤師会 学術奨励賞に関する規程

- 第 1 条 日本病院薬剤師会学術奨励賞を設立し、毎年 1 回受賞者の表彰を行うことができる。
- 第 2 条 受賞対象者は、日本病院薬剤師会雑誌(前年 1 号～1 2 号)に掲載された論文の中の優れた論文の筆頭著者で、日本病院薬剤師会雑誌への投稿時、原則として 4 0 歳以下の日本病院薬剤師会会員とする。
- 第 3 条 選考は、所属する医療機関の環境・規模等の諸事情を考慮して行うものとする。
- 第 4 条 選考にあたっては、学術委員会および編集委員会より選出された学術奨励賞選考委員会(以下、選考委員会という)を設ける。選考委員会委員長は学術委員会委員長とする。選考委員会は、受賞対象者の論文をもとに、原則として 5 名以内の受賞対象者を選出し、理事会に推薦する。
- 第 5 条 選考委員会により推薦された受賞候補者については、理事会の承認をもって決定する。
- 第 6 条 学術奨励賞の副賞は受賞対象者 1 名当たり 5 万円とする。
- 第 7 条 本選考規程の改廃は理事会で行うことができる。
- 附則 本選考基準は、平成 2 0 年 4 月 1 9 日より施行する。

一部改正 平成 2 5 年 2 月 9 日
一部改正 平成 2 6 年 1 2 月 1 3 日
一部改正 平成 2 7 年 6 月 1 2 日